

平成31年2月12日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 繁 隆 夫

同 天 方 浩 之

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

- 1 本件請求は、京都市が所有する里道（岩倉里0063号。以下「本件里道」という。）の幅員は2.73メートルであるにもかかわらず、下水道工事の際、元の幅員を確保しなかったことから、本件里道の敷地の一部が当該敷地に隣接する田の所有者により不法占有されているとして、市有財産の管理を怠る事実があると主張するものであると解される。
- 2 法第242条及び第242条の2の趣旨から、同一住民が先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする住民監査請求を重ねて行うことは、新たに違法、不当事由を追加し、又は新証拠を資料として提出する場合においても、許されないと解される（最高裁第二小法廷昭和62年2月20日判決）。
- 3 本件請求の請求書及び事実証明書によると、請求人が本件請求の対象とするのは、同一請求人が平成29年5月17日付けで行った住民監査請求（監査結果は棄却（平成29年7月10日付け監査公表第735号）。以下「前回請求」という。）における請求対象と同一の、本件里道の京都市左京区岩倉忠在地町71番地（地目 田）の土地に隣接する区間の敷地の管理を怠る事実であると認められる。請求人は、前回請求とは異なる新たな事実証明書を提出しているものの、これによって、本件請求が前回請求とは別個のものになるものではない。
- 4 したがって、前回請求と同一の怠る事実を対象とする本件請求は、上記2の判例に照らして、住民監査請求として不適法なものである。